

岩手県告示第 85 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 八戸大野線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字上館第 60 地割字沢尻向 98 番 8 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで
- 2(1) 路線名 二戸九戸線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 二戸市白鳥字堀田 2 地先から 5 番 1 地先まで
 - イ 二戸市白鳥字堀田 41 番 1 地先から字番袋 27 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで
- 3(1) 路線名 明戸八木線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡洋野町大野第 29 地割字明戸 2 番地先から第 33 地割字北向 1 番 32 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで
- 4(1) 路線名 上有住日頃市線
 - (2) 供用開始の区間 気仙郡住田町上有住字中塚 172 番 74 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで
- 5(1) 路線名 二戸軽米線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 二戸市福岡字蝦夷森 10 番 3 地先から字槻木平 75 番 13 地先まで
 - イ 二戸市福岡字大萩野 238 番 20 地先から字高場 21 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで